

※この法令は廃止されています。

平成二十五年原子力規制委員会規則第二十二号

試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十七条第三項第三号の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則を次のように制定する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 品質管理監督システム（第三条～第七条）

第三章 経営責任者の責任（第八条～第十九条）
第四章 資源の管理監督（第二十条～第二十四条）
第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施（第二十五条～第四十五条）
第六章 監視測定、分析及び改善（第四十六条～第五十五条）

附則 第一章 総則
(適用範囲)
第一条 この規則は、試験研究用等原子炉施設について適用する。
(定義)
第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
「品質管理監督システム」とは、試験研究用等原子炉設置者が品質に関して保安活動を実施する部門（以下「部門」という。）の管理監督を行うための仕組み（安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。）をい

う。
二 「資源」とは、個人の有する知識及び技能並びに技術、設備その他の個別業務（保安活動を構成する個別の業務をいう。以下同じ。）に活用される資源をいう。

三 「品質方針」とは、品質保証の実施のために経営責任者が定め、表明する基本的な方針をいう。	八 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、保安活動を促進すること。
四 「照査」とは、設定された目標を達成する上での妥当性及び有効性を判定することをいう。	五 「プロセス入力情報」とは、あるプロセス（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Q九〇〇〇のプロセスをいう。以下同じ。）を実施するに当たって提供される、品質管理のために必要な情報等をいう。
六 「プロセス出力情報」とは、あるプロセスを実施した結果得られる情報等をいう。	七 「妥当性確認」とは、試験研究用等原子炉施設並びに手順、プロセスその他の個別業務及び品質管理の方法が期待される結果を与えることを検証することをいう。
八 「品質管理監督システムに係る要求事項」	第二章 品質管理監督システム

三 「品質管理監督システムに係る要求事項」	第三条 試験研究用等原子炉設置者は、この規則の規定に従つて、品質管理監督システムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持しなければならない。
四 「品質管理監督システムに係る要求事項」	第四条 試験研究用等原子炉設置者は、前条第一項の規定により品質管理監督システムを確立するときは、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。
五 「品質管理監督システムの文書化」	五 「品質管理監督文書」が読みやすく、容易に内容（該プロセスにより達成される結果を含む。）を明らかにするとともに、当該プロセスのそれぞれについてどのように適用されるかについて識別できるようすること。
六 「品質管理監督文書の変更内容及び最新の改訂状況が識別できるようにすること。	六 「外部で作成された品質管理監督文書を識別し、その配付を管理すること。
七 「品質管理監督文書を発行するに当たり、当該文書の妥当性を照査し、その発行を承認すること。	七 「廃止した品質管理監督文書が意図に反して使用されることを防止すること。この場合に使用されることを防止すること。

三 「品質管理監督システムの文書化」	三 「品質管理監督文書の変更内容及び最新の改訂状況が識別できるようにすること。
四 「品質管理監督文書を発行するに当たり、当該文書の妥当性を照査し、その発行を承認すること。	四 「改訂のあつた品質管理監督文書を使用する場合において、当該文書の適切な改訂版が利用できる体制を確保すること。
五 「品質管理監督文書が読みやすく、容易に内容（該プロセスにより達成される結果を含む。）を明らかにするとともに、当該プロセスのそれぞれについてどのように適用されるかについて識別できるようすること。	五 「品質管理監督文書が読みやすく、容易に内容を把握することができる状態にあることを確保すること。
六 「外部で作成された品質管理監督文書を識別し、その配付を管理すること。	六 「外部で作成された品質管理監督文書を識別し、その配付を管理すること。
七 「廃止した品質管理監督文書が意図に反して使用されることを防止すること。この場合に使用されることを防止すること。	七 「廃止した品質管理監督文書が意図に反して使用されることを防止すること。この場合に使用されることを防止すること。

八 「各プロセスの相互の関係」	八 「必要な文書（記録を除く。以下「品質管理監督文書」という。）を管理しなければならない。
九 「各プロセスの相互通信」	九 「試験研究用等原子炉設置者は、次に掲げる業務に必要な管理を定めた手順書を作成しなければならない。
十 「各プロセスの相互通信」	一 品質管理監督文書を発行するに当たり、当該文書の妥当性を照査し、その発行を承認すること。
十一 「各プロセスの相互通信」	二 品質管理監督文書について所要の照査を行うこと。
十二 「各プロセスの相互通信」	三 品質管理監督文書の変更内容及び最新の改訂状況が識別できるようにすること。
十三 「各プロセスの相互通信」	四 改訂のあつた品質管理監督文書を使用する場合において、当該文書の適切な改訂版が利用できる体制を確保すること。
十四 「各プロセスの相互通信」	五 「品質管理監督文書が読みやすく、容易に内容を把握することができる状態にあることを確保すること。
十五 「各プロセスの相互通信」	六 「外部で作成された品質管理監督文書を識別し、その配付を管理すること。
十六 「各プロセスの相互通信」	七 「廃止した品質管理監督文書が意図に反して使用されることを防止すること。この場合に使用されることを防止すること。
十七 「各プロセスの相互通信」	八 「必要な文書（記録を除く。以下「品質管理監督文書」という。）を管理しなければならない。

三 安全文化を醸成するための活動を促進すること。

四 第十七条第一項に規定する照査を実施すること。

五 資源が利用できる体制を確保すること。

六 関係法令を遵守すること。その他原子力の安全を確保することの重要性を、保安活動を実施する者（以下「職員」という。）に周知すること。

（原子力の安全の確保の重視）

第九条 経営責任者は、個別業務等要求事項が明確にされ、かつ、個別業務及び試験研究用等原子炉施設が当該要求事項に適合しているようにしなければならない。（品質方針）

第十条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる条件に適合しているようにしなければならない。

一 品質保証の実施に係る試験研究用等原子炉施設者の意図に照らし適切なものであること。

二 要求事項への適合及び品質管理監督システムの実効性の維持に責任を持つて関与すること。

三 品質目標を定め、照査するに当たっての枠組みとなるものであること。

四 職員に周知され、理解されていること。

五 妥当性を維持するために照査されていること。

六 組織運営に関する方針と整合的なものであること。

（品質目標）

第十一条 経営責任者は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにしなければならない。

2 経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならない。（品質管理監督システムの計画の策定）

第十二条 経営責任者は、品質管理監督システムが第三条の規定及び品質目標に適合するよう、その実施に当たつての計画が策定されているようにならなければならぬ。（経営責任者は、品質管理監督システムの変更を計画し、及び実施する場合においては、当該品質管理監督システムが不備のないものであることを維持しなければならない。）

（責任及び権限）

第十三条 経営責任者は、部門及び職員の責任（保安活動の内容について説明する責任を含むこと。）及び権限が定められ、文書化され、周知されているようにしなければならない。（管理責任者）

第十四条 経営責任者は、品質管理監督システムを管理監督する責任者（以下「管理責任者」という。）に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。

一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。

二 品質管理監督システムの実施状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。

三 部門において、関係法令を遵守することについての他原子力の安全を確保することについての認識が向上するようにすること。

（プロセス責任者）

第十五条 経営責任者は、プロセスを管理監督する責任者（以下「プロセス責任者」という。）に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えること。

一 プロセス責任者が管理する個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。

二 プロセス責任者が管理する個別業務に従事する職員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようになること。

三 プロセス責任者が管理する個別業務の実績に関する評価を行うこと。

（組織運営）

第十六条 経営責任者は、適切に情報の伝達が行われる仕組みが確立されるとともに、情報の伝達が実効性に注意を払いつつ行われるようにしなければならない。（内部情報伝達）

第十七条 経営責任者は、品質管理監督システムについて、その妥当性及び実効性の維持を確認するための照査（品質管理監督システム、品質方針及び品質目標の改善の余地及び変更の必要性の評価を含む。以下「経営責任者照査」という。）を、あらかじめ定めた間隔で行わなければならない。（経営責任者照査）

第十八条 試験研究用等原子炉設置者は、次に掲げるプロセス入力情報によって経営責任者照査を行わなければならない。

一 監査の結果

二 試験研究用等原子炉施設の外部の者からの意見

三 プロセスの実施状況

四 試験研究用等原子炉施設の検査の結果

五 品質目標の達成状況

六 安全文化を醸成するための活動の実施状況

七 関係法令の遵守状況

八 是正処置（不適合（要求事項に適合しない状態をいう。以下同じ。）に対する再発防止のために行う是正に関する処置をいう。以下同じ。）及び予防処置（生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置をいう。以下同じ。）の状況

九 従前の経営責任者照査の結果を受けて講じた措置

十 品質管理監督システムに影響を及ぼすおそれのある変更

（経営責任者照査に係るプロセス出力情報）

第十九条 試験研究用等原子炉設置者は、経営責任者照査から次に掲げる事項に係る情報を得て、所要の措置を講じなければならない。

（内部情報伝達）

第二十条 試験研究用等原子炉設置者は、保安のため必要な資源を明確にし、確保しなければならない。（資源の確保）

第二十一条 試験研究用等原子炉設置者は、職員に、次に掲げる要件を満たしていることをもつてその能力が実証された者を充てなければならぬ。（職員）

（教育訓練等）

第二十二条 試験研究用等原子炉設置者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 職員にどのような能力が必要かを明確にすること。

二 職員の教育訓練の必要性を明らかにすること。

三 前号の教育訓練の必要性を満たすために教育訓練その他の措置を講ずること。

四 前号の措置の実効性を評価すること。

五 職員が、品質目標の達成に向けて自らの個別業務の関連性及び重要性を認識するとともに、自らの貢献の方途を認識しているようにすること。

六 職員の教育訓練、技能及び経験について適切な記録を作成し、これを管理すること。

（業務運営基盤）

第二十三条 試験研究用等原子炉設置者は、保安のため必要な業務運営基盤（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）を明確にして、これを維持しなければならない。

第二十四章 個別業務に関する計画の策定及び実施

第二十五条 試験研究用等原子炉設置者は、個別業務に必要な作業環境を明確にして、これを管理監督しなければならない。（作業環境）

第二十六条 試験研究用等原子炉設置者は、個別業務に必要なプロセスの計画（個別業務に必要な業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、確立しなければならない。）を作成し、これを有する。

2 試験研究用等原子炉設置者は、前項の規定により策定された計画（以下「個別業務計画」という。）と、個別業務に係るプロセス以外のプロセスに係る要求事項との整合性を確保しなければならない。

3 試験研究用等原子炉設置者は、個別業務計画の策定を行なうに当たつては、次に掲げる事項を適切に明確化しなければならない。

一 個別業務又は試験研究用等原子炉施設に係る品質目標及び個別業務等要求事項

二 所要のプロセス、品質管理監督文書及び資料であつて、個別業務又は試験研究用等原子炉施設に固有のもの

三 所要の検証、妥当性確認、監視測定並びに検査及び試験（以下「検査試験」という。）

る検査試験の方法（統計学的方法を含む。）及び当該方法の適用の範囲の明確化を含む。）、実施しなければならない。一個別業務等要求事項への適合性を実証すること。

二 品質管理監督システムの適合性を確保し、実効性を維持すること。

（試験研究用等原子炉施設の外部の者からの意見）

試験研究用等原子炉施設者は、品質管理監督システムの実施状況の監視測定の一環として、保安の確保に対する試験研究用等原子炉施設の外部の者の意見を把握しなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確にしなければならない。（内部監査）

試験研究用等原子炉設置者は、品質管理監督システムが次に掲げる要件に適合しているかどうかを明確にするために、あらかじめ定めた間隔で、客観的な評価を行う部門又は試験研究用等原子炉施設の外部の者による内部監査を実施しなければならない。

一 個別業務計画、この規則の規定及び当該品質管理監督システムに係る要求事項に適合していること。

2 試験研究用等原子炉設置者は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確にしなければならない。（内部監査）

試験研究用等原子炉設置者は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項の計画及び個別業務計画に定めた結果を得ることができるなどを実証しなければならない。

3 試験研究用等原子炉設置者は、第十二条第一項の計画及び個別業務計画に定めた結果を得ることができない場合においては、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、修正及び是正処置を適切に講じなければならない。（試験研究用等原子炉施設に対する検査試験）

2 試験研究用等原子炉設置者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十九条第二号に規定する手順書に従つて、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において行わなければならぬ。

3 試験研究用等原子炉設置者は、検査試験の結果を考慮して、内部監査実施計画を策定しなければならない。

3 試験研究用等原子炉設置者は、内部監査の判定基準、範囲、頻度及び方法を定めなければならない。

4 試験研究用等原子炉設置者は、内部監査を行う職員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。

5 試験研究用等原子炉設置者は、内部監査の実施を手順書の定めに従つて行わなければならない。

6 試験研究用等原子炉設置者は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告及び記録の管理について、その責任及び権限並びに要求事項を手順書の中で定めなければならない。

7 試験研究用等原子炉設置者は、内部監査された領域に責任を有する管理者に、発見された不適合及び当該不適合の原因を除去するための措置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。

（プロセスの監視測定）

試験研究用等原子炉設置者は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスの監視測定に見合う監視測定の方法を適用しなければならない。

試験研究用等原子炉設置者は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項の計画及び個別業務計画に定めた結果を得ることができるなどを実証しなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、不適合の処理に係る管理及びそれに関連する責任及び権限を手順書に定めなければならない。

試験研究用等原子炉設置者は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。

一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。

二 個別業務の実施、試験研究用等原子炉施設の使用又はプロセスの次の段階に進むことの承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。

三 本来の意図された使用又は適用ができないようにするための措置を講ずること。

四 個別業務の実施後に不適合を発見した場合においては、その不適合による影響又は起これ得る影響に対して適切な措置を講ずること。

5 試験研究用等原子炉設置者は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対し講じた措置（特別採用を含む。）の記録を作成し、これを管理しなければならない。

6 試験研究用等原子炉設置者は、不適合に対する修正を行つた場合においては、修正後の個別業務等要求事項への適合性を実証するための再検証を行わなければならない。（データの分析）

第五十二条 試験研究用等原子炉設置者は、品質管理監督システムが適切かつ実効性のあるものであることを実証するため、及びその品質管理制度の実効性の改善の余地を評価するため、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、前項のデータの分析により、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。

一 第四十七条第二項の規定による方法により収集する試験研究用等原子炉施設の外部の者のからの意見

（不適合の管理）

第五十一条 試験研究用等原子炉設置者は、要求事項に適合しない個別業務又は試験研究用等原子炉施設が放置されることを防ぐよう、当該個別業務又は試験研究用等原子炉施設を識別し、これが管理されているようにしなければならない。

四 調達物品等の供給者の供給能力

（改善）

第五十二条 試験研究用等原子炉設置者は、その品質方針、品質目標、内部監査の結果、データの分析、是正処置、予防処置及び経営責任者の照査の活用を通じて、品質管理監督システムの妥当性及び実効性を維持するためには、変更が必要な事項を全て明らかにするとともに、当該変更を実施しなければならない。

（是正処置）

第五十三条 試験研究用等原子炉設置者は、その品質方針、品質目標、内部監査の結果、データの分析、是正処置、予防処置及び経営責任者の照査の活用を通じて、品質管理監督システムの妥法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。

三 プロセス、試験研究用等原子炉施設の特性及び傾向（予防処置を行う端緒となるものを含む。）

四 調達物品等の供給者の供給能力

二 個別業務等要求事項への適合性

- 一 起こり得る不適合及びその原因の明確化
 二 予防処置の必要性の評価
 三 所要の予防処置の明確化及び実施
 四 予防処置に関する調査を行った場合においては、その結果及び当該結果に基づき講じた予防処置の結果の記録
 五 講じた予防処置及びその実効性についての照査

附 則

この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日）から施行する。

附 則（平成三十一年六月八日原子力規制委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号）

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。ただし、第四十四条の規定は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成三十一年原子力規制委員会規則第十一号）の施行の日（令和元年九月一日）から施行する。